

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

和水町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

当町は、米を主要農産物とし、野菜のスイカ・ナス・イチゴ、果樹のみかん・ブドウ、そして畜産関係の乳用牛・肉用牛・養鶏等の農業生産活動が行われている。しかしながら、担い手の高齢化や後継者の不足により、農道、水路等の農業用施設の管理に要する負担の増加や、耕作放棄地等の増加に伴う、国土保全、農村景観の維持など多面的機能の低下が懸念されている。

また、本地域は豊富な水資源を活用した中山間地域であり、地下水の涵養にあたって重要な地域である。このため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項第2号に掲げる事業により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	町内全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業並びに同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第1号に掲げる事業の実施に係る事項

(1) 推進体制

基本方針に定める、県及び市町村、農業者団体等の多様な主体により地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制に参画する。

2. 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に係る事項

(1) 対象地域及び対象農用地

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が、1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域（和水町全域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判断を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には支払い対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 町長の判断によるもの

緩傾斜農用地については、田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地、採草放牧地、8 度以上 15 度未満を全て対象とする。

a 緩傾斜地について、全て対象とする理由。

(a) 和水町の高齢化率が41.2%であるため。(令和元年11月末現在)

(b) 和水町の耕作放棄率が、田：4.1%・畑：3.5%であるため。
(令和2年3月末現在)

(c) 有害鳥獣の被害が町全域で発生しているため。

(d) 担い手及び後継者不足であるため。

以上の条件により、中山間地域の農地の維持管理が困難な状況であり、和水町の農業環境は全国の中山間地域の中でも条件不利と言えるので、全ての緩傾斜農地を事業対象とする。

(2) 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

ア 耕作、農用地管理者等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては、当事者間話し合いによりいずれかを対象とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

イ 農事従事者一人当たりの農業所得が熊本県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る者として農村振興局長が定める者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内の取りまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該農業者の対象農用地のうち自作地に対して交付される額の全てを集落の共同取組活動に充てる場合、又は当該農業者の対象農用地の全てが、当該農業者と農用地の権原を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上の作業の受委託が行われている農用地である場合は、直接支払いの対象とする。

ウ 認定農業者に準ずる者として、町長が認定する者とは、次に掲げる者とする。

(ア) 年間農業従事日数が150日以上の基幹的農業従事者を有している経営体

(イ) 和水町の平均経営規模以上の経営体

(3) その他必要な事項

土地改良通年施行等の取扱い等

ア 土地改良通年施行の対象事業の範囲

(ア) 土地改良通年施行は、次に掲げる要件をすべて満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしていたものが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱う。

a 当該年度の6月30日までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

b 当該年度内に事業が終了すること。

c 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。

(イ) (ア) の土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業をいう。

a ほ場整備事業（区画整理その他の区画的工事に限る。）

b 客土事業

c その他土地改良事業等のうち a 又は b に該当する工種

イ 土地改良通年施行に係る農地の取扱い

アの土地改良通年施行に係る農地については、交付金の交付対象とすることができる。

ウ 土地改良事業等の実施等により対象要件に変更があった農用地の取扱い

土地改良事業等の実施等が集落協定に位置づけられている場合には、当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地を令和6年度まで交付金の交付対象とすることができる。